

[事案 2024-86] 入院給付金支払等請求

・令和7年4月16日 和解成立

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に契約が解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年3月に腎移植のためのレシピエント検査を受けたため、令和4年9月に乗合代理店を通じて契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に契約が解除され、入院給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、既払込保険料の返還を求める。

- (1) 募集人に対して、腎臓疾患で月に1回通院していることを説明し、腎臓や高血圧で投薬を受けていても加入できる保険（臓器移植なども検討の内であるがそれでも入れる保険）を探していると説明した。
- (2) その結果、代理店から緩和型保険を勧められ、パンフレットによる説明を受け、募集人が保険会社に対して「今後腎臓等が悪くなって、入院とかもした場合にも支払い対象になるか」と質問し「支払われる」との回答を受けたことから、本契約に加入した。
- (3) 加入時には、医師から具体的に腎臓移植等については説明を受けていたわけではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、末期腎不全の状態で大契約に加入し、加入後直ちに腎移植を希望してレシピエント検査を実施している。責任開始期前発病は明白であり、悪化を原因とした入院でもなく、契約時より選択肢にあった治療を行った。
- (2) 契約時に給付の確約をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容を確認するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本件で募集人が使用したパンフレットには、「この保険は責任開始期前に発症した病気が再発・悪化した場合も保障します」との記載があり、記載されている図とその解説には、責任開始期以後に医師から入院・手術をすすめられた場合には、支払対象であるとの記載がある。
- (2) しかし、約款上は、「被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要

な関係にある疾病を発病したことにより、入院による治療が必要であると医師によって責任開始期前を含めて初めて判断されたときは、責任開始期以後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして取扱います」と記載があり、齟齬がある。

- (3) 募集人の説明を前提とした申立人にとっては、約款の内容を約款どおりに理解することはできなかったと言える。